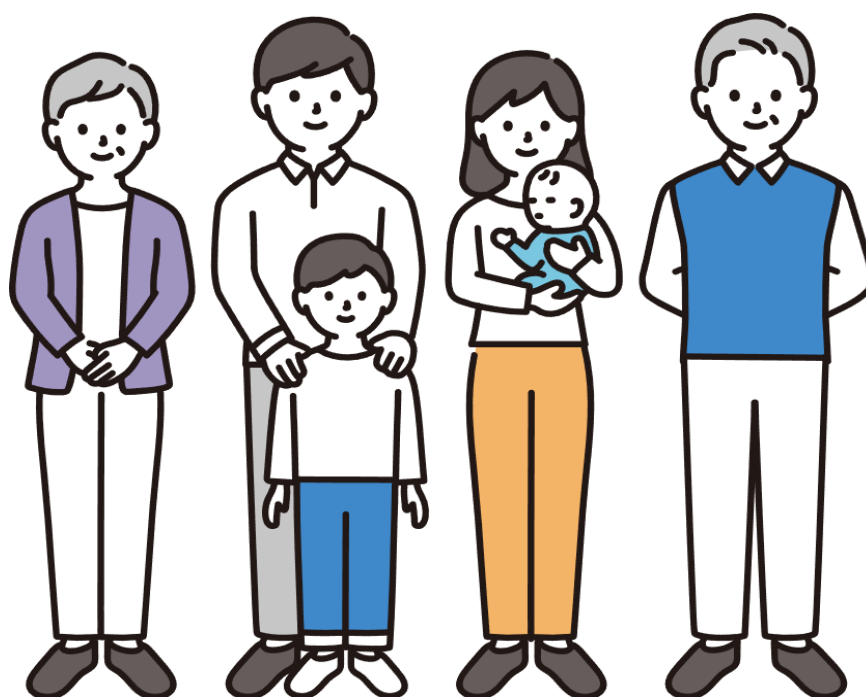


斜里町 補助金・支援制度ガイド



斜里町

目 次

妊娠・出産・子育て世帯向け

妊娠したときに使える支援	…	1ページ
出産後すぐ使える支援	…	1-3ページ
保育・教育の費用を助ける支援	…	4ページ
通院・交通費支援	…	5-6ページ
進学・通学・奨学金支援	…	6-7ページ
その他専門治療	…	8ページ

高齢者・介護家族向け

医療・検診の費用軽減	…	9ページ
移動・外出支援	…	9-11ページ
その他	…	11ページ

障がい者・難病当事者と家族向け

医療費支援	…	12ページ
移動・交通支援	…	12-13ページ
日常生活支援	…	13-15ページ

健康維持・予防に取り組む人向け

健診・検診支援	…	16ページ
感染症・予防接種	…	17ページ
健康づくり・生活習慣改善支援	…	18ページ

若者・働きたい人・資格取得希望者向け

就職・転職支援	…	19-21ページ
移住・生活基盤支援	…	22ページ
資格等取得支援	…	23ページ

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

住宅取得・リフォーム・耐震・改修	…	24ページ
水回り・衛生設備	…	25ページ
エネルギー・住宅環境	…	26ページ
住宅の処分	…	27ページ

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

まちづくり活動支援	…	28ページ
地域イベント支援	…	28ページ
文化・スポーツ支援	…	28-29ページ
住民参加型ポイント	…	30ページ

事業者向け（商工・観光・農林水産）

商工・中小企業向け支援	…	31-33ページ
農業者支援	…	33-35ページ
水産業・林業支援	…	36-39ページ

災害・緊急時の支援

災害時の支援	…	40ページ
緊急時の支援	…	41ページ

【 注 意 】

- ・町税等に滞納がある場合は、金額の多寡に関わらず、すべての補助金制度において対象外となります。
申請される際は、各種納付状況に未納がないかご確認をお願いいたします。
- ・制度内容は変更となる場合があります。
最新情報は斜里町ホームページまたは各担当課へお問い合わせください。

妊娠・出産・子育て世帯向け

妊娠したときに使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
妊婦健康診査助成金	妊娠届を提出したとき	健診費用を助成します。 【受診票】 妊婦健康診査：14回分 超音波検査：6回分 ※上限額の設定があるため、医療機関や健診内容によって自己負担が生じる場合あり	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
妊婦のための支援給付金	妊娠届を提出したとき 及び胎児の人数が判明したとき	妊娠が確認されたときと出産後の、2回に分けて給付します。 【給付額】 ・妊婦給付認定を受けた妊婦1人につき現金5万円 ・妊娠している子どもの人数1人につき現金5万円	

出産後すぐ使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
出産育児一時金	国民健康保険に加入されている方が 出産された場合	出産育児一時金を受け取れます。 【助成額】 赤ちゃん1人につき50万円（産科医療補償制度の12,000円を含む） ※医療機関への支払いは、一時金を差し引いた金額のみ	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
児童手当	高校生年代までの 児童を養育している方	児童を養育している家庭を支援するため、児童手当を支給します。 【支給日】 原則として偶数月の10日 ※ 所得制限なし	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
ベビーカー・ベビーバス貸与	斜里町に住所があり、乳幼児を育てている保護者	ベビーカーやベビーバスを無料で貸出します。 【貸与品・対象者】 ・ベビーカー：3歳未満の乳幼児がいる世帯 ・ベビーバス：生後6か月未満の乳児がいる世帯	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312
チャイルドシート短期貸付	斜里町に住所を有する方（祖父母・両親など）で、一時的に小さなお子さんを乗せる必要がある場合	帰省、里帰り出産、一時的な預かりなどでチャイルドシートが必要になる場合に、無料で短期間貸出します。 【貸与品】 ・チャイルドシート ・ジュニアシート ※返却前に自己負担でクリーニングが必要	

妊娠・出産・子育て世帯向け

出産後すぐ使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
産婦健康診査	産婦健康診査を受診する日に、斜里町に住所を有する産婦	<p>出産後の体調回復やこころの健康状態の確認、産後うつの予防などを目的として、産婦健康診査を実施します。</p> <p>【健診回数】 最大2回まで</p> <p>【受診時期】 おおむね産後2週間～産後1か月まで</p> <p>【健診内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診（体調、生活環境、授乳状況、育児不安、心の状態など） ・診察（子宮の戻り具合、悪露、乳房の状態など） ・体重、血圧測定 ・尿検査（蛋白・糖など） ・産後うつ質問票（EPDS）によるチェック <p>【費用】 無料 ※町から交付される「産婦健康診査受診票」を使用</p>	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
1か月児健康診査	斜里町に住所を有する生後1か月頃の乳児	<p>生後1か月頃の乳児を対象に、疾病の早期発見や健康状態の確認、育児に関する相談を目的とした健康診査を実施します。</p> <p>【健診の回数・受診時期】 1回 受診時期：出生後27日以降～生後6週間未満</p> <p>【健診の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診・診察 （身体の発育状況、栄養状態、病気や異常の有無の確認） ・身体測定 ・新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況確認 ・ビタミンK₂投与の確認・必要に応じた投与 ・育児相談 （産後うつ質問票などを活用した母子のメンタルヘルス支援を含む） <p>【費用】 無料 ※町から交付される「1か月児健康診査受診票」を使用</p>	

妊娠・出産・子育て世帯向け

出産後すぐ使える支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
乳幼児健診・健康相談	斜里町に住所のある乳児・幼児（4か月児、9か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児）および対象年齢の幼児の保護者	乳幼児期の発育・発達確認および疾病予防を目的とした無料の健康診査・相談を実施します。 【診査内容】 身体計測、診察、問診、育児・栄養・歯科相談、視力検査、フッ素塗布（希望制）、歯科健診等を年齢別に実施 【費用】無料	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
新生児等聴覚検査助成金	生後3か月以内の新生児・乳児を養育している世帯	新生児等を対象に、聴覚障害の早期発見を目的とした聴覚検査を実施します。 【診査内容】 自動聴性脳幹反応検査（AABR）または耳音響放射検査（OAE）※初回検査のみ 【助成額】検査費用は全額助成	
産後ケア事業	斜里町に住民登録があり、出産後1年未満の母子で、体調や育児に不安がある方	助産師等による育児相談、授乳支援、母体のケアを受けることができます。 【利用できるサービス内容】 ・心のケア（不安・気分の落ち込みへの支援） ・授乳や乳房トラブルへのケア（乳房マッサージ等） ・体調回復のための健康管理・保健指導・栄養指導 ・赤ちゃんのお世話や育児の具体的なアドバイス ・その他、母子に必要な相談・指導 【利用方法】 ・通所型：医療機関や助産所で受けるケア ・訪問型：助産師などによる自宅訪問ケア ・宿泊型：病院に宿泊して受けるケア 【利用回数】 最大5回まで利用可能 【費用】無料 ※町が交付する「産後ケア事業利用券」を使用 ※宿泊型は医療機関と保健師と相談し、宿泊によるケアが必要と判断された方が対象で、町が指定する医療機関のみで利用可能 ※医療行為が必要な場合を除く	
乳幼児家庭用ごみ袋配布事業	斜里町で新たに赤ちゃんが生まれた世帯、または2歳未満の赤ちゃんを転入してきた世帯	家庭用ごみ袋を配布します。 【配布内容】 ・赤ちゃんが生まれた場合：100枚 ・0歳～1歳未満の赤ちゃんが転入した場合：100枚 ・1歳以上2歳未満の赤ちゃんが転入した場合：50枚	環境課 生活環境係 0152-26-8217

妊娠・出産・子育て世帯向け

保育・教育の費用を助ける支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
第三子以降保育料助成金	18歳未満の児童を3人以上養育しており、斜里町立保育園等を利用している世帯	第三子以降の児童にかかる保育料等を全額補助します。 【対象となる費用】 ・町立保育園（所）の利用者負担額（保育料） ・認定こども園の利用者負担額（保育料） ※前年の所得が一定額以上の場合の対象外	
一時保育利用料助成	・「2号」「3号」認定を受けているお子さん ・町内の保育施設に申し込み済みで「入所保留」のお子さん	町内の幼児教育・保育施設で一時預かりを利用した場合、利用料の一部を町が助成します。 【助成の対象となる費用】 ・一時保育等の利用料 ・給食費（主食費・副食費・おやつ代など） ※保育教材などの活動費は対象外 【補助額】 お子さん1人あたり、月ごとに上限額まで助成 2号認定の子ども：月額 37,000円まで 3号認定の子ども：月額 42,000円まで ※年度途中で3歳となり2号認定へ移行した場合でも、年度末までの3号認定扱い ※実際に支払った利用料と上限額の比較による、少ない方の金額の助成	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
未就学児子育て世帯給食費無償化補助金	町内認定こども園を利用している満3歳以上の児童、または他市町村の保育所等へ広域入所している未就学児の保護者	保護者が負担する給食費を、国の基準額を上限に補助します（月額）。 【補助額】 通っている施設の給食費のうち、保護者が負担している分について、施設の定める金額または国の基準額のいずれか低い額を補助（月額）	
ファミリー・サポート・センター利用料助成金	・生後6か月から小学校6年生までの子どもの保護者 ・町内の保育施設に申し込み済みで「入所保留」のお子さん	ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助します。 【基本利用料】 ・平日（7:00～19:00） 30分あたり400円 ・土日祝・早朝夜間・年末年始 30分あたり450円 【補助額】 ①すべてのおねがい会員を対象に30分あたり200円の助成 ②「入所保留のお子さん」を対象に一人あたり1か月10,000円を限度に助成 ※限度額以上の利用の際は、①と合わせて適用	健康子育て課 子育て支援センター 0152-23-5355

妊娠・出産・子育て世帯向け

通院・交通費支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
子ども医療費助成	未就学児から高校生まで（18歳の誕生日以後最初の3月31日まで）	病院で支払う医療費の自己負担分を北海道と町が助成します。 【自己負担額】なし	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
ひとり親家庭医療費助成金	・ひとり親家庭の父・母および子 ・父、母ともいない家庭の子	受給者証を医療機関で提示すると、医療費の自己負担が無料または1割負担になります。 【補助額】 ・子（18歳年度末まで）および町民税非課税世帯：無料 ・父または母（18歳年度末以降）：1割負担 ※親は入院・訪問看護のみ対象 ※所得制限あり ※子は18歳に達する日の属する年度末まで	
斜里地域子ども通園センター通所交通費助成金	心身に障害のある乳幼児の早期療育のため、「斜里地域子ども通園センター」へ通園する乳幼児及び付添う保護者	自宅から子ども通園センターへの距離が10km以上の方に交通費を助成します。 【補助額】 通園距離に応じて定められた単価をもとに、通園回数分を合算して補助 ※所得制限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
小児慢性疾患通院交通費助成	罹患原因が不明で治療方法が未確立な特定疾患や、治療が極めて困難で長期にわたる小児慢性疾患等の治療のため、通院している方	斜里町から医療機関（道内）までの交通費を助成します。 【補助額】 児童及び保護者の交通費の2分の1以内での助成 ※所得制限あり	
特定疾患通院交通費助成	罹患原因が不明で治療方法が未確立な特定疾患や、治療が極めて困難で長期にわたる特定疾患の治療のため、通院している方	斜里町から医療機関（道内）までの交通費を助成します。 【補助額】 交通費の2分の1以内での助成 ※所得制限あり	
介護従事者ひとり親家庭養育支援補助金	新たに斜里町内の介護保険施設等に常勤で就職する介護従事者で、18歳未満の子を扶養・養育するひとり親家庭	補助金を交付します。 【補助額】 1世帯につき、月額2万円を補助 ※一定の支給要件・資格要件あり	地域福祉課 介護保険係 0152-23-6167

妊娠・出産・子育て世帯向け

通院・交通費支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
妊産婦安心出産支援（遠方医療機関交通費等）	斜里町に住民登録があり、妊産婦健診や出産のために自宅から最寄りの分娩可能な産科医療機関（主に網走厚生病院）まで25km以上の移動が必要な妊産婦	妊産婦健診・出産・産後1か月健診にかかる交通費助成します。 【補助額】 距離区分ごとに定められた助成単価 ※タクシー利用、救急搬送時の往路交通費は対象外	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
児童福祉施設入所児に対する面会旅費助成事業	町外（道内）の児童福祉施設等に入所している児童に面会する保護者等	町外の児童福祉施設等に入所している児童と家族が面会できるよう、面会に要する交通費の一部を助成します。 【補助額】 距離区分ごとに定められた助成単価 ※原則として月1回・保護者等1名分を対象に、公共交通機関利用時の旅費の一部を助成	

進学・通学・奨学金支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
斜里町奨学金制度	斜里町に住民登録がある世帯の子で、学業成績・生活状況等の基準を満たし、学費の支弁が困難な方	高等学校・大学・専門学校等への進学にあたり、奨学金を貸与します。 【貸与額】 月額上限の範囲内での貸与 ※所得基準・成績基準あり ※卒業後の返還義務あり	総務課 総務係 0152-23-3131
奨学生ふるさとUターン促進斜里町奨学金返還免除制度	過去に斜里町奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後、斜里町内に住所を有し、町内事業所等で就労している方	奨学金の返還計画に基づき、毎年度の返還額を全額免除します。 【免除の内容】 ・1年度あたり、借りた奨学金総額の10分の1まで免除 ・すでに返し終わった分は対象外 ・最大で10年間町に住み・働くことで全額免除 ※免除額は、貸与額の10分の1を上限として実施 ※一定期間の継続就労など条件あり	

妊娠・出産・子育て世帯向け

進学・通学・奨学金支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
町立学校遠距離通学定期券支援	自宅から学校までの距離がおおむね片道4km以上あり、町内の小学校・中学校・義務教育学校へ通学している児童生徒	遠距離通学となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバス（路線バス含む）の利用や町運行のスクールバスを提供します。また、やむを得ず自家用車で送迎する場合も含まれます。 【補助額】 通学距離や出席日数に応じて助成	教育委員会 学校教育課 総務係 0152-23-5354
斜里高校通学バス貸助成（町内・町外）	スクールバスが運行されない地域から、路線バスを利用して斜里高等学校へ通学している生徒の保護者	自宅が遠距離にあり、路線バスで斜里高等学校へ通学する生徒の保護者に対し、通学に要するバス運賃を助成します。 【補助額】 通学時のバス運賃全額 ※定期券・回数券の紛失等による再発行分は対象外	教育委員会 学校教育課 学校教育係 0152-23-5354
就学援助金	斜里町立の小学校・中学校・義務教育学校に在学する児童生徒の保護者	経済的理由により就学に必要な費用の負担が困難な世帯に学校にかかる費用を町が援助します。 【援助の内容】 学用品費や給食費、修学旅行費など、学校生活に必要な費用の一部を援助 該当する場合、医療費（指定疾病）も助成対象 ※所得状況や生活状況に関する要件あり	教育委員会 学校教育課 0152-23-5354
林業就労者育成事業助成金	北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）への進学を検討する、斜里高等学校在学の生徒・斜里町内在住の高校生・斜里町内在住の社会人	北森カレッジの学校説明会や入学試験に要する費用を助成します。 【助成の内容】 ・学校説明会、入学試験の交通費（JR運賃相当額） ・入学検定料 ※助成は年度内1人1回まで、予算の範囲内で実施 ※高校生は随行する保護者1名まで対象	水産林務課 林務係 0152-26-8374

妊娠・出産・子育て世帯向け

その他専門治療

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
不妊治療費助成金	医師により不妊症と診断され、不妊治療を受けた方で、夫婦のいずれかが斜里町に住所を有する方	<p>不妊治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>【助成額】 一般不妊治療・生殖補助医療：1回の申請につき上限10万円、単年度2回まで</p> <p>※婚姻関係（事実婚含む）にあり、他市町村の同様の助成を受けていないこと</p>	健康子育て課 子育て支援係 0152-26-7115
先進不妊治療費等助成金	不妊症と診断され、保険診療の不妊治療と併せて先進不妊治療を受けた方で、夫婦のいずれかが斜里町に住所を有する方	<p>保険診療の不妊治療と併用して実施した先進不妊治療の自己負担額の7割と交通費の一部を助成します。</p> <p>【助成額】 治療費：上限3万5千円 交通費：自宅から医療機関までの距離に応じた額の一部</p> <p>※先進医療のみを単独で実施した場合は対象外 ※婚姻関係（事実婚含む）にあり、他市町村の同様の助成を受けていないこと</p>	

高齢者・介護家族向け

医療・検診の費用軽減

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
後期高齢者医療の医療給付	後期高齢者医療制度に加入している方	高額になった医療費の限度額超過分や、入院時の食事代・療養病床費用に対して給付を受けることができます。 【医療給付の内容】 ・1か月の医療費が高額になった場合：自己負担上限額を超えた分の払い戻し ・入院時の食事代：所得に応じた自己負担の軽減 ・医療費と介護費を1年間多く支払った場合：高額介護合算療養費による払い戻し ・亡くなったとき：葬祭費3万円の支給	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
後期高齢者人間ドック助成	斜里町後期高齢者医療保険制度に加入している方	人間ドック受診費用の一部を助成します。 【金額】 自己負担額（基本健診分）は3,000円とし、それを超える額を助成 ※町指定以外の医療機関で受診した場合は、助成上限35,000円	

移動・外出支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ハイヤー利用助成事業（郡部地区）	70歳以上で郡部に居住し、原則運転免許証を所持していない方 （郡部：日の出、峰浜、朱円、朱円東・西、越川、以久科北・南、富士、豊里、三井、来運、中斜里、川上、大栄、美咲、港西町、西町、豊倉） ※冬期間（12～3月）は免許所持者も対象	郡部に住む高齢者等の移動手段を確保するため、ハイヤーの利用料金の一部を助成します。 【助成内容】 1回（片道）につき 利用者負担：初乗り750円 残額を助成（上限3,000円） （峰浜・豊里は4,000円、日の出は5,000円） 【助成券の枚数】 通年用（4月～3月）：6回／月 冬期用（12月～3月）：4回／月	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312

高齢者・介護家族向け

移動・外出支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ハイヤー利用 助成事業（ウ トロ地区）	70歳以上でウトロ 地区に居住し、原 則運転免許証を所 持していない方 （ウトロ地区：イ ワウベツ、ウトロ 東・ウトロ西・ウ トロ香川・ウトロ 中島・ウトロ高 原） ※冬期間（12～3 月）は免許所持者 も対象	ウトロ地区に住む高齢者等の移動手段を確保するため、ハイヤーの利用料金の一部を助成します。 【助成金額】 1回（片道）につき 利用者負担：初乗り300円 残額を助成（上限1,000円） 【助成券の枚数】 通年用（4月～3月）：6回／月 冬期用（12月～3月）：4回／月	住民生活課 住民活動係 0152-26- 8312
バス利用助成 事業（ウトロ 地区）	ウトロ地区に住む高齢者等の移動手段を確保するため、バスの利用料金の一部を助成します。 【助成金額】 1回につき1,300円を助成 残額は利用者負担 【対象区間】 ウトロ地区内 → 斜里市街地 【助成券の枚数】 通年用（4月～3月）：6回／月 冬期用（12月～3月）：4回／月		
福祉ハイヤー 利用料助成	重度の身体障がい （下肢・体幹・視 覚・内部の障害かつ 1級または2級）・ 重度の知的障がい （療育手帳A判定）が あり、在宅で生活し ており外出時にハイ ヤーの利用が必要な 方	外出や通院、訪問などの外出を支援するため、ハイヤー利用料金の一部を助成します。 【助成内容】 ・月4枚の福祉ハイヤー利用券を交付（最大48舞） ・1回の利用につき初乗り料金相当額を助成 ※年度途中で使い切った、受領した利用券を紛失した場合等の再発行は行いません。	地域福祉課 福祉係 0152-22- 2525

高齢者・介護家族向け

移動・外出支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
高齢者運転免許自主返納支援	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町に住所を有する75歳以上80歳未満の方 ・平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方（または受ける予定の方） 	<p>運転免許証を自主返納した方に対し、運転経歴証明書の交付申請手数料を助成します。</p> <p>【助成額】 1,150円</p>	<p>住民生活課 住民活動係 0152-26-8312</p>
移送サービス事業（運送事業者向けのハンディキャップ車購入補助）	<p>町長が指定する運送事業者で、移送サービスに使用するハンディキャップ車（車いす・ストレッチャー対応車両）を新たに導入する事業者</p>	<p>移送サービス利用料金の軽減を目的として運送業者へ助成します。</p> <p>【助成内容】 ハンディキャップ車購入に係る割賦金の2分の1以内の額</p>	<p>地域福祉課 介護保険係 0152-23-6167</p>

その他

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
地域交流敬老助成金	<p>その年の12月31日までに75歳以上になる高齢者が対象。</p> <p>4月1日から翌年3月31日までの期間に実施する地域交流敬老事業等とする</p>	<p>自治会内の高齢者の長寿を祝うとともに、地域における世代間の交流及び連帯を強めるための事業に助成します。</p> <p>【助成額】 自治会均等割額及び高齢者割による助成額の交付</p>	<p>地域福祉課 介護保険係 0152-23-6167</p>
訪問看護ステーション利用者交通費助成	<p>斜里地域訪問看護ステーションを利用している斜里町民</p>	<p>在宅で訪問看護サービスを受ける方の負担軽減を目的に、訪問看護に係る交通費の一部を助成します。</p> <p>【助成額】 訪問1回につき自己負担200円、それを超える交通費の助成</p>	<p>健康子育て課 健康支援係 0152-26-7116</p>

障がい者・難病当事者と家族向け

医療費支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
精神障害者医療費助成金	精神疾患のある方	精神疾患のある方が入院した際の医療費について、自己負担の一部を町が助成する制度です。 【助成の内容】 ・自己負担の3分の1を助成 ・生活保護・措置入院中の方は対象外 ※所得制限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
重度心身障がい者医療費助成金	次のいずれかに該当する方。 ・身体障がい者手帳1～3級（内部障がい等の指定障がい） ・療育手帳Aの方・精神保健福祉手帳1級の方	重度の障がいがある方の医療費の自己負担を、北海道と町が助成します。 【助成の内容】 「重度心身障がい者医療費受給者証」提示により、医療費が無料または1割負担 ・18歳に達する日の属する年度の末日までの方および町民税非課税世帯：無料 ・18歳に達する日の属する年度の末日以降の方および町民税課税世帯：1割負担 ※精神保健福祉手帳1級の方は入院を除く医療費のみ対象 ※18歳年度末以降は所得制限あり	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314

移動・交通支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
障害者移動支援	斜里町に住民登録があり、障がいのため一人での外出が難しく、外出時に付き添い支援が必要な障害者手帳をお持ちの方	買い物や、余暇活動など、日常生活や社会参加に必要な外出をする際に、ヘルパー等による付き添い支援を受けられる制度です。 【助成の内容】 ・付き添いは1対1の個別支援 ・複数人での外出支援あり 【支援費用】 ・利用時間や内容による ・自己負担は所得に応じて上限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525

障がい者・難病当事者と家族向け

移動・交通支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	腎臓機能障がいにより人工透析のため町外の医療機関へ通院している方で、斜里町に居住し、身体障害者手帳（腎臓機能障がい）の交付を受けている方	人工透析のための通院に要する交通費の一部を助成します。 【助成額】 通院距離に応じた単価で月ごとに算定 【申請】 年2回（前期・後期）申請 ※所得制限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
身体障がい者自動車運転免許取得費助成	斜里町に住所があり、身体障がい者手帳（4級以上）をお持ちで、就労や外出など社会参加のために普通自動車運転免許を新たに取得した方	自動車運転免許取得にかかった費用（教習料・検定料・手数料など）の一部を助成します。 【助成額】 ・対象経費の3分の2以内 ・上限10万円 【申請期限】 ・免許証交付後6か月以内	
身体障がい者用自動車改造費助成金	重度（身体障害者手帳1級または2級）の肢体不自由があり、就労等のために自ら運転する自動車の改造が必要な方	就労等に伴い自ら運転する自動車に、操作装置や駆動装置の改造が必要な場合、改造に要する費用の一部を助成します。 【助成額】 自動車1台につき上限10万円 ※所得制限あり	

日常生活支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
障がい者日中一時支援	斜里町に住民登録があり、日中に見守りや居場所の支援が必要な方。家族が仕事や介護などで日中の対応が難しい障害者手帳をお持ちの方	日中、障がいのある方を福祉事業所などで預かり、活動の場の提供や見守り、生活に慣れるための支援を行う制度です。家族の就労支援や介護負担の軽減にもつながります。 【助成額】 利用時間や内容に応じた費用を町が支援 自己負担額は所得に応じて上限あり	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525

障がい者・難病当事者と家族向け

日常生活支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
知的障害者社会参加活動助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町に住民登録があり、療育手帳「B」を持つ知的障がいのある方で、定期的な就労をしていない方（直近3か月の就労日数が月10日未満） ・町が認めた社会参加活動を行う場合 	<p>福祉施設や事業所などで、見守り・話し相手・軽度な就労などの社会参加活動を行った場合に助成金を支給する制度です。</p> <p>【助成額】 1日2時間以上の活動で1日1,000円※週2回まで</p>	<p>地域福祉課 福祉係 0152-22-2525</p>
障害者コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> 斜里町に住民登録がある身体障害者（聴覚、音声、言語）で意思の伝達に支援が必要な方や、その支援が必要な団体 	<p>病院・役所・学校・仕事・地域活動などで、手話通訳や要約筆記を利用できる制度です。意思のやり取りが必要な場面に、通訳者を派遣します。</p> <p>【支援内容】 手話通訳者の派遣にかかる経費を町が負担</p>	
身体障害者住宅整備助成	<ul style="list-style-type: none"> 斜里町に住民登録があり、身体障害者手帳1～4級かつ視覚障害または肢体不自由の方や、足腰の機能が低下して日常生活が困難な60歳以上の方が住んでいる住宅 	<p>段差の解消やトイレ・浴室の改修など、自宅で安全に生活するための住宅改修費を助成する制度です。</p> <p>【対象工事】 玄関や室内の段差解消、トイレ・浴室の改修など</p> <p>【助成額】 工事1か所につき上限100万円。 ※助成割合は世帯の所得に応じて全額～2分の1まで ※介護保険による助成が優先</p>	

障がい者・難病当事者と家族向け

日常生活支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
身体障害者住宅整備資金貸付	斜里町に住民登録があり、身体障害者手帳1級または2級、もしくは、3級または4級かつ視覚障害または肢体不自由の方本人、またはその方を扶養している世帯主で、自宅を障がいに配慮した住宅に整備したい方	<p>自宅を障がいに合った住まいにするための住宅改修・増改築・新築にかかる費用を、無利子で借りられる制度です。</p> <p>【助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築：上限 100万円 ・増改築、改修：上限 150万円 <p>※住宅整備助成金を利用した場合は、その分を差し引いた額が対象</p> <p>※貸付の翌年度より償還開始</p>	地域福祉課 福祉係 0152-22-2525
在宅難病患者酸素濃縮器使用助成金	斜里町に住民登録があり、自宅で酸素吸入や人工呼吸器を使用して療養している方（難病や呼吸器の障がいがある方）	<p>自宅で生活するために必要な酸素濃縮器などの医療機器の使用にかかる費用を助成する制度です。</p> <p>【助成額】</p> <p>医療機器にかかった費用の2分の1を助成 （他の制度から給付がある場合は、その分を差し引いた額）</p> <p>※他制度での助成が優先</p>	
補装具・日常生活用具給付	<p>補装具：斜里町に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>日常生活用具：身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方</p>	<p>障がいのある方が身体機能の補完や日常生活の不便を軽減するために必要な用具について、購入・修理費用の一部を公費で支給する制度です。</p> <p>※障害者手帳に記載のある部位に必要な装具のみ</p> <p>【補装具】</p> <p>義肢、装具、車いすなど、長期間継続して使用する補装具の購入・修理費用を支給</p> <p>【日常生活用具】</p> <p>日常生活の利便性向上を目的とした日常生活用具の購入費用を支給</p> <p>【助成額】</p> <p>自己負担は原則1割（所得に応じた上限あり）</p> <p>※原則、在宅生活をしている方が対象</p> <p>※介護保険による助成が優先</p> <p>※所得制限あり</p>	

健康維持・予防に取り組む人向け

健診・検診支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
人間ドック助成金	斜里町国民健康保険に加入している 40歳～74歳の方	人間ドック（基本健診）の受診費用の一部を助成します。 【助成額】 ・自己負担額：3,000円 ・医療機関により助成上限35,000円あり ※オプション検査は原則自己負担（一部がん検診を除く）	住民生活課 医療年金係 0152-26-8314
脳ドック助成金	斜里町国民健康保険に加入している 35歳～74歳の方。 ※過去3年間助成を受けていない方を優先	脳卒中などの早期発見を目的に、受診費用を助成します。 【助成額】 脳ドック受診費用の一部	
特定健診助成金	国民健康保険に加入している方で、 40歳～74歳の方	メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病の予防・改善を目的に、年1回、特定健康診査を実施しています。 【自己負担額】1,000円	
各種がん検診等	斜里町に住民登録があり、年齢や性別などの条件に合う方（※会社の健康診断で同じ検査を受けている方や、治療中の方は対象外の場合あり）	町が実施する健康診断や、医療機関で個人が受診するがん検診について、費用の一部を町が助成する制度です。 胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診などを受けられます。 【助成額】 検診の種類によって自己負担あり 生活保護を受給者は無料 ※医療機関で受診する場合は、子宮がん、乳がんのみ助成	健康子育て課 健康支援係 0152-26-7116
成人歯科検診事業	斜里町に住民登録があり、妊娠している方と、その配偶者や同居しているパートナー	歯科検診と歯のクリーニングを無料で受けられる制度です。 【費用】無料（全額町が負担） ※町が交付する「成人歯科検診受診票」を使用	

健康維持・予防に取り組む人向け

感染症・予防接種

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
予防接種助成金 （定期予防接種）	接種日に斜里町に住民登録があり、年齢や条件が対象となる予防接種を受ける方	感染症を予防するため、国で定められた予防接種を町が実施・助成する制度です。 【対象となる主な予防接種】 A類疾病：ロタ、B型肝炎、小児肺炎球菌、5種混合、2種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎、HPV、妊婦RSウイルス B類疾病：高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナ、带状疱疹 【費用】 A類疾病：無料 B類疾病：一部自己負担あり ※生活保護を受けている方は自己負担なし	健康子育て課 健康支援係 0152-26-7116
任意予防接種助成金	接種日に斜里町に住民登録があり、年齢や条件が対象となる任意予防接種を希望する方	法令で定められた定期接種以外の予防接種について、接種費用の一部または全額を町が助成する制度です。 【対象となる主な予防接種】 おたふくかぜ、成人風しん、小児インフルエンザ、带状疱疹 【費用】 ・おたふくかぜ、小児インフルエンザ：無料 ・成人風しん、带状疱疹：一部自己負担 ※生活保護を受けている方は自己負担なし	
エキノコックス症予防対策交通費助成金	斜里町に住民登録があり、エキノコックス症検診で経過観察や精密検査、手術が必要と判断され、町外の病院を受診する方	エキノコックス症の早期発見・治療のため、町外の医療機関を受診する際にかかる交通費を助成する制度です。 【助成額】 JRの普通運賃（急行料金含む）および、病院までの接続バス運賃の実費相当分	

健康維持・予防に取り組む人向け

健康づくり・生活習慣改善支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
禁煙外来治療 費助成金	次のすべてに該当 する方 ・斜里町に住所を 有する方 ・公的医療保険が 適用される禁煙外 来治療を受け、治 療を完了した方 ・本人および同一 世帯に町民税等の 滞納がない方	禁煙外来で受けた治療にかかる医療費を助成します。 【助成額】 自己負担額の2分の1を助成	健康子育て課 健康支援係 0152-26- 7116
しゃり健幸 ポイント付与	斜里町に在住する 18歳以上の町民	ウォーキング、いきいき百歳体操への参加など、健康づく り活動への参加に応じたポイントを付与します。 貯まったポイントは1ポイント＝1円相当として町内で利用 可能 ※学生は対象外	

若者・働きたい人・資格取得希望者向け

就職・転職支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
地方就職支援金	都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスに通う学部生・院生が、道内の企業に就職し、斜里町に引っ越した際に、地方就職支援金を支給	地方就職支援金を支給します。 【補助額】 ・道内企業への就職活動（選考面接・採用試験・インターンシップ等）に参加するために要した交通費の半額分（上限34,000円） ・引越に要した移転費の実費分（上限418,500円）	政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708
保育士等就業支援補助金（民間施設向け）	町内の民間幼児教育・保育施設（公立除く）に新たに常勤雇用で就職する保育士または幼稚園教諭で、町税等の滞納がなく、町内に住所を有する方（就職に伴う転入を含む）	斜里町では、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間に、新たに町内の民間の幼児教育・保育施設で働く保育士または幼稚園教諭の方に支援金等を支給します。 【就職支度金】 一律10万円（ひとり親家庭20万円、1回限り） 【就業支援金】 就業1年経過ごとに25万円（最長3年） 【住宅準備支援金】 家賃3か月分・引越費用を上限25万円（1回限り） 【養育支援】 ひとり親家庭に月額2万円	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315

若者・働きたい人・資格取得希望者向け

就職・転職支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
保育施設等実習・視察支援事業補助金	保育士養成校に在学中で卒業時に保育士資格取得見込みの者、または既に保育士資格を有する者で、斜里町内の保育施設等で保育実習または視察見学を希望する方（斜里町・清里町・小清水町出身以外の方）	斜里町までの往復交通費および町内宿泊費の実費相当額を補助します。 【補助額】 上限15万円 ※町内宿泊施設での宿泊が困難な場合は町外宿泊も可 【補助実施期間】 令和8年度から令和10年度まで	
保育士就職支援補助金	令和8年5月1日以降、新たに町内の保育施設等に正規職員として就職する保育士であり、雇用開始日以前3年間において、町内、清里町及び小清水町内の保育施設等に雇用されていない方	町内保育施設等に保育士として就職した方に支援金を支給します。 【補助額】 一律10万円 【補助実施期間】 令和8年度から令和10年度まで	児童育成課 児童育成係 0152-26-8315
保育士復職支援補助金	令和8年4月1日以降に町内保育施設等に会計年度任用職員（常勤）保育士として復職し、同一施設で1年以上雇用される見込みがあって、支援金の交付後も引き続き町内に定住する意思がある方	町内保育施設等に保育士として復職した方に支援金を支給します。 【支援額】 一律10万円 【支援実施期間】 令和8年度から令和10年度まで	
農業次世代人材投資事業補助金	【就農準備資金】 就農予定時に49歳以下の者で就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生	就農に向けた研修期間中の資金および独立・自営就農開始時の資金について、交付要件に基づき支援します。 【補助額】 月13.75万円(年間165万円) 【補助実施期間】 最長2年間 ※交付要件は別途	

若者・働きたい人・資格取得希望者向け

就職・転職支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業次世代人材投資事業補助金	<p>【経営開始資金】</p> <p>独立、自営就農時に49歳以下の者で次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者</p>	<p>就農に向けた研修期間中の資金および独立・自営就農開始時の資金について、交付要件に基づき支援します。</p> <p>【補助額】 月13.75万円(年間165万円)</p> <p>【補助実施期間】 最長3年間 ※交付要件は別途</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>
介護従事者就業支援等補助金（就職支度金、就業支援金、住宅準備支援等）	<p>令和5年4月1日以降に、町内の介護保険施設等へ新たに常勤雇用で就職した介護従事者で、過去3年間に斜里町・清里町・小清水町内の同施設での就業歴がなく、町税等の滞納がなく町内に住所を有する方</p>	<p>雇用開始から1年経過ごとに就業支援金を支給します。</p> <p>【国家資格等保有者】 年25万円（最長3年）</p> <p>【初任者研修等修了者】 年15万円（最長3年）</p>	<p>地域福祉課 介護保険係 0152-22-6167</p>
町専門職奨学金返済支援事業	<p>令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に、斜里町に新たに就職した専門職で、奨学金を借り入れている方</p>	<p>奨学金返済額の一部を毎月支援します。</p> <p>【補助額】 年間最大48万円、最大10年間（総額上限480万円） ※繰り上げ償還は対象外、退職した場合は支援終了</p> <p>対象職種： 保健師、保育士、土木技術職、介護支援専門員、社会福祉士</p>	<p>総務課 職員厚生係 0152-23-3131</p>

若者・働きたい人・資格取得希望者向け

移住・生活基盤支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
移住支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から斜里町へ移住し、就業・起業・テレワーク等の要件を満たす方 ・転入後1年以内に申請し、5年以上定住する意思がある方 	<p>国・北海道・斜里町が共同で移住支援金を支給します。</p> <p>【支援額】 単身：60万円 世帯：100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同する場合、1人につき100万円加算</p>	<p>政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708</p>
季節労働者生活資金融資利子補給金	<p>斜里町内に住んでいる季節労働者の方で次の条件を満たす方が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計を維持している世帯主で、原則として扶養家族がいる人 ・町税等を完納している人 	<p>離職期間などにより生活が不安定になる季節労働者の方へ、生活費として必要な資金の「融資利率の半分を町が補助」します。</p> <p>【融資金額】 10万円以上15万円以下</p> <p>【償還方法】 借入から4月末まで元金据え置き、5月～12月元利均等償還</p> <p>【融資利率】 2.00%（利息の半分を町が補助）</p> <p>【保証人】 連帯保証人は不要</p> <p>【保証利率】 0.6%（本人負担）</p> <p>【融資金融機関】 北海道労働金庫 網走支店</p>	<p>商工観光課 商工労政係 0152-26-8375</p>

若者・働きたい人・資格取得希望者向け

資格等取得支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
保育士資格取得支援事業	斜里町に住所を有し、令和4年度～令和8年度末までに実施された保育士試験により保育士資格を取得した方で、資格取得後2年以内に町内の子育て関係施設等で、1日6時間以上・月18日以上勤務実績が通算12か月以上ある方	<p>保育士試験による資格取得に要した費用の一部を補助します。</p> <p>【対象】 受験講座費用、教材費、受験料、受験に伴う宿泊・交通費等</p> <p>【助成額】 上限15万円／1人</p>	<p>児童育成課 児童育成係 0152-26-8315</p>
新規狩猟者確保対策補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種猟銃免許および銃砲所持許可を取得した方で、斜里町内に住所を有し、免許取得時の年齢が50歳未満の方 ・ 北海道猟友会斜里支部斜里分会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に3年以上従事する意思のある方 	<p>第一種猟銃免許取得および銃砲所持許可取得に要した経費を補助します。</p> <p>【対象】 予備講習受講料、試験・申請手数料、診断書、射撃講習費用等</p> <p>【助成額】 1人あたり上限9万円</p>	<p>環境課 自然環境係 0152-26-8217</p>
猟銃等取得補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斜里町内に住んでいる方で有害鳥獣対策に協力する方 ・ 新たに猟銃や関連器具を取得する場合 ・ エゾシカなどの有害鳥獣対策を目的として狩猟に取り組むとき 	<p>猟銃などの取得や必要な器具購入にかかる費用の一部を助成します。</p> <p>【対象】 ・ 第一種猟銃免許取得経費 ・ 銃砲所持許可取得経費</p> <p>【助成額】 1人あたり上限33万円</p>	<p>環境課 自然環境係 0152-26-8217</p>

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

住宅取得・リフォーム・耐震・改修

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
住まいのリフォーム補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町内の住宅でリフォーム工事を行う方 ・町内の中古住宅を購入し、入居する予定でリフォームを行う方 	<p>対象工事費（税抜）30万円以上の工事の一部を助成します。</p> <p>【一般世帯】改修10%（上限20万円）</p> <p>【子育て世帯】改修15%（上限30万円）</p> <p>【中古住宅購入リフォーム】 一般15%（上限30万円）、子育て20%（上限40万円）</p> <p>※工事着手前の申請が必要 ※過去に補助を受けていても、8年経過していれば再度利用可</p>	<p>建設課 建設係 0152-26-8378</p>
住宅耐震改修補助金	<p>斜里町内に昭和56年以前に建築された住宅を所有し、町税等の滞納がなく、耐震診断技術者の診断により「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅の耐震改修工事を行う方</p>	<p>耐震改修工事費の一部を補助します。</p> <p>【助成額】</p> <p>工事費20万円未満：実費相当額 工事費20万円以上200万円未満：20万円 工事費200万円以上：工事費の10%（上限30万円）</p>	
移住者等受入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町へ移住を希望する方、移住してきた方 ・移住者を受け入れる事業者や団体、地域の方 ・定住や就業、生活の立ち上げを支援する取り組みを行う場合 	<p>斜里町に移住・留学してくる人を受け入れるため、住宅を整備する所有者に対して、町が無利子で資金を貸し付ける制度です。</p> <p>【対象者（住宅を整備する人）】 斜里町内に住宅を所有しており、その住宅を移住者等に貸し付けることを目的として整備する方</p> <p>【対象となる住宅整備】 移住者等がすでに入居している住宅の改修。移住者等を受け入れるために行う、住宅の増築・改築・改良工事</p> <p>【貸付金額】 住宅整備にかかる資金を、1件あたり上限150万円まで貸付（無利子）</p>	<p>政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708</p>

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

水回り・衛生設備

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
浄化槽設置整備補助金	町内の下水道計画区域外で、10人槽以下の合併浄化槽を設置する方（居住用住宅に限る）で、町税等の滞納がない方	<p>下水道が整備されていない地域で、合併処理浄化槽を新たに設置する場合に、設置費用の一部を町が補助する制度です。</p> <p>【対象】 合併浄化槽の設置工事費の一部を補助</p> <p>【助成対象】 5人槽：上限73万円（新築58万円） 6～7人槽：上限95.3万円（新築80.3万円） 8～10人槽：上限132万円（新築117万円） ※付帯工事（便器改修・配管工事等）は別途 ※指定工事業者による施工が必要</p>	環境課 生活環境係 0152-26-8217
浄化槽設置促進貸付金補助金	浄化槽設置整備事業補助金の交付対象者で、浄化槽設置に伴う付帯工事（便器の水洗化・配管工事等）を行う方。貸付を選ぶ場合は、償還能力があり、町内在住の連帯保証人2名を立てられる方	<p>浄化槽の設置や水洗トイレへの改造にかかる費用について、町が金融機関と連携して「無利子で資金を貸し付ける制度」です。</p> <p>【貸付制度】 浄化槽付帯工事費を無利子で貸付（償還期間5年以内） ・便器1個：上限約62万円 ・便器2個：上限約110万円※利子は町が全額負担</p> <p>【助成制度】 自己資金で工事を行う場合、便器1個あたり3万円助成（上限6万円）</p>	

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

エネルギー・住宅環境

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
住宅用太陽光発電システム設置補助金	町内に居住し、太陽電池最大出力10kW未満の住宅用太陽光発電システムや蓄電池容量17.76kwh未満の定置型蓄電池を設置する方で、町内に独立事業所を有する斜里町商工会会員業者と契約し、町税等の滞納がない方	<p>斜里町内の住宅に太陽光発電システムや定置型蓄電池を設置する個人に対し、設置費用の一部を町が補助する制度です。</p> <p>【助成額】</p> <p>①太陽光発電システムのみを設置する場合 太陽電池の最大出力（kW）×7万円を補助（補助上限35万円） 〔例〕4kW=28万円、8kW=35万円（上限適用） ※太陽光発電システムのみを設置する場合、同一年度又は翌年度に②の補助は対象外</p> <p>②定置型蓄電池のみを設置する場合 対象経費の1/2以内。補助上限30万円</p> <p>③太陽光発電システムと定置型蓄電池を両方設置する場合 ①と②を算出根拠とし、合計した上限額は50万円</p>	<p>環境課 生活環境係 0152-26-8217</p>
生ごみ電動処理機、堆肥化容器購入助成金	斜里町内に居住する個人または町内事業所で、生ごみ処理機器を適正に管理でき、町税を完納している方で、過去5年以内に同助成を受けていない方で、令和5年6月30日以降に対象機器を購入した場合	<p>生ごみ電動処理機と堆肥化容器の購入費用に助成を行います。</p> <p>【助成額】</p> <p>コンポスト容器購入額（税抜）2,000円以上：2,000円 2,000円未満：購入額を助成（100円未満切捨て） ※コンポストは1世帯2台まで</p> <p>【電動処理機】</p> <p>購入額（税抜）の1/2を助成（上限25,000円） ※電動処理機は1世帯1台まで</p>	
高齢者住宅エアコン設置助成金	斜里町に居住し、世帯全員が65歳以上かつ町民税非課税の世帯で、新たにエアコンを購入・設置または既存エアコンを更新する方。持ち家または貸主の承諾を得た貸家	<p>高齢者世帯住宅における熱中症健康被害を防ぎ、住民の安全安心な生活を支援することを目的として、エアコン設置工事費用の一部を助成します。</p> <p>【助成額】</p> <p>エアコン購入費・設置工事費の50%を助成 上限3万円（千円未満切り捨て） ※中古品、移動式、窓枠設置式は対象外 ※町税等の滞納がなく、過去に本助成を受けていない世帯（1世帯1回限り）</p>	<p>建設課 建設係 0152-26-8378</p>

住宅を建てたい・整備・処分したい人向け

住宅の処分

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
空き家等解体補助金	町内にある1年以上使用されていない空き家等で、所有権以外の権利設定がなく、災害等により倒壊や被害が生じるおそれがある建物を所有する方で、町税等の滞納がなく、年度内に工事完了報告ができる方	<p>空き家等の解体費用の一部を補助します。</p> <p>【解体工事費】 上限 50万円</p> <p>【アスベスト事前調査費】 上限 5万円</p> <p>※町内業者による未着手・年度内完了工事が対象</p>	<p>建設課 建設係 0152-26-8378</p>
空き家バンク成約ポイント	斜里町空き家・空き地バンクに登録されている戸建て住宅について、交付対象年度内に売買契約が成立し、売主が町税等を滞納しておらず、売買相手が3親等以内の親族でない場合	<p>空き家・空き地バンク登録住宅の売買成約時に、ポイントを付与します。</p> <p>【付与ポイント】 ポテトカード30,000円分</p> <p>※1物件につき1回限り ※土地のみは対象外</p>	<p>政策推進課 魅力創造係 0152-26-7708</p>

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

まちづくり活動支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
協働によるまちづくり推進事業	斜里町内の自治会・自治会連合会が主体となり、地域活性化や町民と町の協働によるまちづくりを目的とした事業を実施する場合	地域づくりに関する事業提案に対し補助金を交付します。 【主な区分】 ・自治会活動振興事業（1/2・上限25万円） ・防災対策事業（10/10・上限5万円） ・交流拡大事業（1/2・上限20万円） ・特定重点事業（10/10・上限30万円、最長3年） ・フォローアップ事業（1/2・上限20万円） ※小規模自治会は補助率優遇あり	住民生活課 住民活動係 0152-26-8312

地域イベント支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
にぎわい創出イベント等支援助成金	町内で実施される、にぎわい創出につながるイベント・フェスティバル等を団体・実行委員会が主体となって開催する場合。幅広い年齢層が楽しめる内容であるもの	イベント開催に要する経費の一部を助成します。 【助成額】1事業あたり上限40万円 【助成率】 ・各産業団体青年女性組織：2/3 ・各種イベント実行委員会等：1/2 ※自らの飲食や資産になるものは対象外	商工観光課 商工労政係 0152-26-8375

文化・スポーツ支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
芸術文化公演事業開催助成金	斜里町民による実行委員会等が主体となって行う自主公演（発表会等）や、プロ招へいによる公演で、文化・芸術活動の振興および舞台鑑賞機会の拡充に資するもの	公演内容が支援基準に適合する場合、公演開催に要する費用の一部を支援・助成します。 【助成額】 支援額は支援基準に基づき、斜里町芸術文化事業協会理事会の中で審査のうえ決定 ※営利目的・行政や企業、学校、政党・宗教関連の公演等は対象外	教育委員会 ゆめホール 公民館係 0152-22-2222

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

文化・スポーツ支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
しゃりマイプ ラン・マイス タディ事業	主な構成員が斜里町 民で5名以上の参加が 見込まれる団体・ サークルが行う学習 会・勉強会で、外部 講師を招いて実施す るもの（教育・福 祉・まちづくり・ス ポーツ・趣味等の分 野が対象）	学習活動に係る講師謝礼の一部を助成します。 【町内講師】 上限5,000円 【管内講師】 上限20,000円 【管外講師】 上限50,000円 【オンライン】 町内5,000円／町外20,000円 ※単年度・1団体1事業限り	教育委員会 ゆめホール 公民館係 0152-22- 2222
部活動地域展 開支援助成金 （団体活動支 援、資格取得 支援）	教育長に認定された 地域活動団体が、町 内の中学校および義 務教育学校後期課程 の生徒を受け入れ、 スポーツまたは文化 芸術活動を実施する 場合（あわせて、指 導者の資格取得を行 う場合も対象）	団体の活動及び指導者の資格取得にかかる経費を支援しま す。 【助成内容】 ・週1回受入：上限10万円 ・週2回以上受入：上限20万円 【資格取得支援】 対象経費の1/2、上限5万円 ※千円未満切捨て、概算払い可	
青少年体育文 化振興助成金 （上位大会出 場助成）	・町内在住の18歳 未満が所属する団 体または個人が全 道以上の大会及び コンクール等に参 加する場合で、地 方予選等を経て出 場権を獲得した場 合 ・予選等がない場 合は、教育長が認 めた場合は対象	青少年の健全な成長を図るため、スポーツ文化活動に必要 な経費の一部を町が助成します。 【助成の内容】 ※大会・コンクールに参加するために必要な次の経費が対象 交通費（公共交通機関・自家用車・レンタカー等） 宿泊費 大会参加に必要な器材の運送費 大会参加料 【助成額】 大会参加費は100%、その他対象となる経費の3分の2以内を助 成（主催者からの補助や、団体・保護者負担分がある場合は、 その額を差し引いた金額が助成対象） 【交通費の算定例】 公共交通機関：実際に支払った金額 自家用車使用の場合：1kmあたり40円 宿泊費：主催者があっせんする料金、またはできるだけ低廉な 料金	教育委員会 ゆめホール 体育振興係 0152-22- 2222

地域活動・まちづくり当事者・参加者向け

住民参加型ポイント

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ボランティア活動健幸ポイント （ハッピーボランティア）	斜里町内の指定された介護・障がい・子育て関連施設等で、ボランティア活動ができる方（参加登録を行い、受入施設で活動すること）	指定施設でのボランティア活動により健幸ポイントを付与します。 【付与ポイント】 活動約30分につきスタンプ1個（1日最大2個） スタンプ1個=100ポイントとして、最大10,000ポイントまでポテトカードポイントに交換可能	地域福祉課 地域支援係 0152-23-6644

事業者向け（商工・観光・農林水産）

商工・中小企業向け支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
工場設置奨励金	<p>斜里町内に工場を新設・増築・改築する方で、</p> <p>①地場資源を原料とする製造等を行い前年投資額1,000万円以上、または</p> <p>②常時5人以上雇用し前年投資額2億円以上の工場を設置する場合</p>	<p>町内に工場を新設（増築、改築含む）する者に対し、固定資産税・不動産取得税の一部を奨励金として交付します。</p> <p>【奨励金】 当該工場に課税される固定資産税・不動産取得税の各3分の1相当額を奨励金として交付</p> <p>【交付期間】 原則3年間（過疎地域・地域経済牽引事業の固定資産税免除後は免除終了後2年間）</p> <p>※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	<p>商工観光課 商工労政係 0152-26-8375</p>
中小企業融資制度	<p>①中小企業基本法第2条に定める中小企業者</p> <p>②中小企業等協同組合法に基づく協同組合及び企業組合</p>	<p>町内中小企業の運転資金・設備投資を支援する融資制度です。</p> <p>【融資限度額】 短期運転資金：500万円以内 長期運転資金：1,000万円以内 設備資金：1,500万円以内</p> <p>【融資期間】 短期運転資金：1年以内 長期運転資金：7年以内 設備資金：10年以内</p> <p>【利子補給】 町が利子の一部を補給し、実質負担利率を軽減</p> <p>※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	

事業者向け（商工・観光・農林水産）

商工・中小企業向け支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
セーフティ ネット保証制 度	取引先等の再生手 続等の申請や事業 活動の制限、災 害、取引金融機関 の破綻等により経 営の安定に支障が 生じている中小企 業者について、中 小企業庁が定める 各号（第1号～第8 号）の要件に該当 する場合	信用保証協会の保証を受けやすくするため、通常とは別枠 で保証が受けられる支援制度です。 【申請に必要なもの】 ・ 認定申請書 ・ 売上台帳や計算表など、売上の減少が確認できる書類 ※対象となる区分（4号・5号など）により様式が異なる 【注意事項】 町の認定だけで融資が受けられるわけではないこと （金融機関及び北海道信用保証協会の審査あり）	商工観光課 商工労政係 0152-26- 8375
先端設備等導 入計画に基づ く支援措置	斜里町の認定を受 けた「先端設備等 導入計画」に基づ き設備を取得し、 一定の要件を満た した場合	新たに取得した設備に係る固定資産税の課税標準が「2分 の1」に軽減されます。 【適用期間】 最大3年間 【主な要件】 ・ 労働生産性が年率3%以上向上する計画であること ・ 1.5%以上の賃上げ表明を従業員にしていること ・ 町の認定を受けていること ・ 計画期間は3年、4年または5年のいずれか	
地域未来投資 促進法に基づ く支援措置	斜里町の「基本計 画」に基づき町内 で新たな投資を行 い、地域経済への 高い波及効果が見 込まれる「地域経 済牽引事業計画」 を策定し、当該計 画について都道府 県知事の承認を得 た事業者	都道府県の承認を受けた事業計画について、税制や融資な どの支援が受けられます。 【支援・融資内容】 ・ 固定資産税や不動産取得税の軽減・免除 ・ 日本政策金融公庫による固定金利での融資 【利用の流れ】 ①町が作成した基本計画に沿って事業計画を作成 ②北海道知事の承認を受ける ③各種支援策を活用	

事業者向け（商工・観光・農林水産）

商工・中小企業向け支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
ビジネスサポートアップ事業補助金	売上規模が概ね5億円以下の中小企業・小規模事業者で、長期的な事業継続を見込んで新商品開発、販路拡大、店舗改修、人材育成、新規創業、新規事業展開等に取り組む事業者	<p>斜里町内の事業者や、これから創業・新事業に挑戦する人を支援するための補助金制度です。</p> <p>【一般補助】 補助率1/2（条件により2/3）、上限15万円～50万円（3年間計50万円以内） ※商品開発、IT導入、店舗改修、人材育成、機械設備導入等</p> <p>【特別補助（新規創業・新規事業展開）】 補助率1/2または2/3、上限100万円（3年間計100万円以内） ※特別事業は商工会加入・継続的経営指導が必要</p> <p>※1 商工会へ事前相談（経営状況・課題の整理、よろず支援専門家によるアドバイス）し、事業計画の作成、事前審査を受けた者 ※2 斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないこと</p>	<p>商工観光課 商工労政係 0152-26-8375</p>

農業者支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業振興資金 利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町内で農業を営む個人農業者 ・農業法人 ・営農集団 ・任意共同営農組織 	<p>農業者が融資機関から借りる「農業振興資金」について、町が利息の一部を補助（利子補給）し、農業経営の安定を支援する制度です。</p> <p>【対象となる資金（借入目的）】 青果物等振興資金 （青果物・豆類の生産に必要な機械・施設整備） 地力増進資金 （堆肥購入） 畜産振興資金 （畜産施設の整備、家畜購入など） スマート農業振興資金 （ICT機器・省力化機械・ソフトウェアの導入） その他、町および農協と協議のうえ認められた資金</p> <p>【融資限度額】 原則：1農業者あたり1,000万円まで 農業法人・営農集団等の場合：最大2,000万円まで ※ 町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>

事業者向け（商工・観光・農林水産）

農業者支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業経営基盤強化資金利子助成金	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等の認定を受けた「認定農業者」農業経営基盤強化資金を借り入れている方	<p>認定農業者が、日本政策金融公庫から借りる「農業経営基盤強化資金」について、町が利息の一部を助成し、経営改善計画の達成を後押しする制度です。</p> <p>【対象となる資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化資金 ・日本政策金融公庫から借り入れる制度資金 ・経営改善計画に基づく設備投資や経営基盤強化のための資金 <p>【助成の内容】</p> <p>借り入れた資金に対する毎年の利息分の一部を助成（毎年の融資残高をもとに計算）</p> <p>【助成額】</p> <p>毎年12月1日から翌年11月30日までの期間の融資平均残高に所定の利子助成率をかけた額</p> <p>※利子助成率は、北海道が市町村に対して行う利子補給率と同率</p> <p>※実際の助成額は借入額や残高、期間によって異なる</p> <p>※町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>
畜産農業者へい獣処理費助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町内で畜産を営んでいる方 ・牛を除く馬、豚、羊等の家畜が死亡した場合（病死・事故死等） ・へい獣処理（回収・処理）を行うとき 	<p>家畜が病気などで死亡した際の「へい獣処理費用」について、町がその一部を助成する制度です。</p> <p>【対象となる処理】</p> <p>疾病などにより死亡した家畜（へい獣）について専門の処理業者に処理を依頼した場合の処理費用</p> <p>※自己処理ではなく、業者に依頼した処理費用が対象</p> <p>【助成額】</p> <p>へい獣処理に要した処理費用の3分の1を助成</p> <p>※町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>
農業体験実習生受入助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳未満 ・15日以上農業体験実習 ・北海道農業担い手センター及び関係機関・団体の紹介 	<p>旅費の片道実費相当額を助成します。</p> <p>【助成額】 限度額5万円</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8373</p>

事業者向け（商工・観光・農林水産）

農業者支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
農業村生活等 用水対策事業 助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町の水道・簡易水道の給水区域外に居住、または事業所を設置している方 ・農業または漁業を営む「農漁家」 	<p>対象となる工事費用の2分の1を助成します。</p> <p>【対象となる工事・設備】 さく井（井戸掘削） 湧水などからの取水施設 浄化施設の設置 生活等用水を引くための本管施設の新設・改修 ※ 土地改良法に基づく、畑地かんがい事業に関連する工事は対象外</p> <p>【助成額】 農漁家1戸あたり 上限30万円 過去10年以内にこの制度を利用している場合は、これまでの助成額と農漁家1戸あたり30万円との差額が上限</p> <p>※ 必要と認められる場合の、給水区域内の農漁業者も対象 ※ 町税などを完納している必要あり</p>	<p>農務課 農政係 0152-26-8374</p>

事業者向け（商工・観光・農林水産）

水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
漁業近代化資金利子補給金	次のいずれかに該当し、町長の承認を受けた方 ・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業生産組合 ・漁業を営む法人 ・漁業協同組合	漁業者等が「漁業近代化資金」を借りた際の利子負担を町が一部助成します。 【対象となる資金】 漁業近代化資金融通法に基づく漁業近代化資金（漁船や機械設備、施設の整備・改良を目的とした資金） 【助成額】 年利1%を上限に助成 ※ただし、借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件	水産林務課 水産係 0152-26-8374
北海道漁業振興資金利子補給金	・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業経営体	漁業者等が「北海道漁業振興資金」を借りた際の利子負担を町が一部助成します。 【対象となる資金】 北海道漁業振興資金（沿岸漁業者等の漁業経営の安定向上を目的とした資金） 【助成額】 年利1%を上限に助成 ただし、借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件	水産林務課 水産係 0152-26-8374

事業者向け（商工・観光・農林水産）

水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
漁業経営健全化促進資金利子補給金	・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業経営体	<p>漁業経営改善計画を作成し、知事または農林水産大臣の認定を受け、漁業経営健全化促進資金を借りた際の利子の一部を町が助成します。</p> <p>【対象となる資金】 漁業経営健全化促進資金</p> <p>【助成額】 年利1%を上限に助成 ただし借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	水産林務課 水産係 0152-26-8374
漁業施設長寿命化資金利子補給金	・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業経営体	<p>漁船及び漁船に付帯する設備の長寿命化に資するもので、かつ漁業近代化資金の対象とならない資金を借りた際の利子の一部を町が助成します。</p> <p>【対象となる資金】 漁船及び漁船に付帯する設備の長寿命化に資する資金</p> <p>【助成額】 年利1%を上限に助成 ただし借入利率が年利2%を下回る場合は、その金利から1%を差し引いた率 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないことが条件</p>	水産林務課 水産係 0152-26-8374

事業者向け（商工・観光・農林水産）

水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
漁業近代化資金保証料補給金	・斜里町内で漁業を営む個人漁業者 ・漁業経営体	<p>漁業者等が「漁業近代化資金」を借りた際の毎年の保証料を町が全部または一部助成します。</p> <p>【対象となる資金】 漁業近代化資金融通法に基づく漁業近代化資金（漁船や機械設備、施設の整備・改良を目的とした資金）</p> <p>【助成の内容】 借り入れた資金に係る毎年の保証料の全部または一部を町が助成 助成額は融資残高に基づいて毎年算定</p> <p>【助成額】 0.4%を上限に助成 ※助成額は融資残高に基づいて毎年算定 ※ただし保証料が0.4%を下回る場合はその率が対象 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないこと、かつ過去5ヵ年の水揚げ金額の要件あり</p>	水産林務課 水産係 0152-26-8374
ふぐ処理者認定試験費用助成金	斜里町内の地方卸売市場の買受人（当該買受人が町外に住所を有する者である場合を含む）、または斜里町在住で、ふぐ処理を行う（予定を含む）営業施設の営業者または従事者	<p>ふぐ処理者認定試験の試験手数料および準備講習等受講料、資料代を助成します。</p> <p>【助成額】 上限4万円/名 ※当該年度に1名1回まで</p> <p>【対象者数】 当初予定30名（先着順） ※認定申請を行い、認定を受けたのち、資格試験受験後に領収書等を添えて申請 ※道外での受験も対象 ※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がない方</p>	水産林務課 水産係 0152-26-8374

事業者向け（商工・観光・農林水産）

水産業・林業支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
水産増養殖試験事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者 ・漁業経営体 	<p>資源増大及び養殖のための調査試験事業に対し助成します。</p> <p>【助成額】 税抜事業費の1/2以内で50万円が上限</p> <p>※当該年度に1名1回まで</p> <p>※対象とする期間は同一事業者、同一対象魚種につき、3年間を限度</p> <p>※斜里町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する条例に基づく、町税等の滞納がないこと</p>	<p>水産林務課 水産係 0152-26-8374</p>
斜里町木育推進事業補助金	<p>次の各号のいずれかに該当する団体に町長が認める団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜里町内で木育に関する事業を行う団体 ・木材関連事業者若しくは林業関連事業者、又はそれらの者が組織する団体 	<p>木や森林とのふれあいを通じて学ぶ「木育」に関する活動費用を補助する制度です。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等により木とふれあい木の持つ良さや働きを学ぶことができる取組 ・植樹等の木を育てることにより木とふれあい、学ぶことができる取組 ・その他、斜里町の森林・林業・木材産業の普及啓発につながる「木育」であると町長が認める取組 <p>【補助限度額】</p> <p>1事業につき100,000円を上限とする</p>	<p>水産林務課 林務係 0152-26-8374</p>
斜里町みどり豊かな森林環境整備促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里町内に森林を所有する者（※国・北海道・町・大企業は除く） ・森林組合 ・森林法施行令に基づく団体 ・森林経営計画の認定を受けた者 ・上記の方から委託・委任を受けた代理人 	<p>私有林の計画的な森林整備を進めるため、森林環境譲与税を活用して、造林・保育・間伐・鳥獣害対策などに高率の補助を行う制度です。</p> <p>【対象となる事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除伐（不要木や不良木の除去） ・保育間伐・間伐 ・枝打ち ・下刈り など <p>【主な補助率の例】</p> <p>除伐・枝打ち：85%</p> <p>間伐：80%</p> <p>鳥獣害防止事業：87%</p> <p>下刈り：93%</p> <p>植栽事業：96%（被害林復旧は100%）</p> <p>※北海道や国の補助がある場合は、その補助額を差し引いた額が町の補助対象</p>	<p>水産林務課 林務係 0152-26-8374</p>

災害・緊急時の支援

災害時の支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
斜里町災害見舞金	<p>自然災害（火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震等）により、斜里町内に居住する世帯や住民が被害を受けた場合</p> <p>主な対象被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害（全壊・半壊・一部損壊等） ・浸水被害 ・災害による負傷 ・その他町長が特に必要と認める被害 	<p>災害により被害を受けた町民に対して応急援護を行うため、災害見舞金を支給します。</p> <p>【住家被害見舞金】 住家の被害程度（全壊・半壊・床上浸水等）に応じて、町が定める額を支給</p> <p>【人的被害見舞金】 災害により負傷した場合などに、町が定める額を支給</p>	<p>地域福祉課 福祉係 0152-22-2525</p>
災害弔慰金	<p>暴風・豪雨・豪雪・地震・津波などの自然災害により死亡した方のご遺族</p>	<p>自然災害（地震、風水害、豪雪等）により、被害を受けた町民または、その遺族に対し災害弔慰金を支給します。</p> <p>【災害弔慰金】 災害により死亡した方の遺族に対して</p> <p>生計維持者が死亡した場合：500万円 それ以外の方が死亡した場合：250万円 (すでに災害障害見舞金の給付を受けた場合はその金額を控除する)</p> <p>【災害障害見舞金】 災害により負傷または疾病を負い、治癒後に重度の障害が残った方に対して</p> <p>生計維持者の場合：250万円 それ以外の方：125万円</p>	
災害遺児養育手当支給	<p>斜里町に住所を有し、交通災害・労働災害・海上災害により生計の中心者を失った児童を現に養育している保護者が対象</p>	<p>災害遺児を扶養している保護者に対し災害遺児養育手当を支給します。</p> <p>【支給額】 災害遺児1人につき月額6,000円 ※手当は、申出のあった日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで毎年3月、9月の2期に区分し、その月分まで支給する</p>	

災害・緊急時の支援

緊急時の支援

補助金の名称	対象となるケース	補助・助成の内容（概要）	問い合わせ先
犯罪被害者等 支援遺族見舞 金	犯罪行為（刑法等に規定する生命または身体を害する罪）により死亡し、犯罪発生時に斜里町に住所を有していた被害者遺族。警察に被害届が受理されていることが必要	犯罪被害にあった方のご遺族に対して、犯罪被害の早期回復及び経済的負担軽減のため、被害の状況に応じて遺族見舞金を支給します。 【遺族見舞金】30万円 ※申請期限あり、支給制限事項あり	住民生活課 住民活動係 0152-26- 8312
犯罪被害者等 支援傷病見舞 金	犯罪行為（刑法等に規定する生命または身体を害する罪）により傷病を負い、犯罪発生時に斜里町に住所があった被害者。警察に被害届が受理されていることが必要	犯罪被害にあった方に対して、犯罪被害の早期回復及び経済的負担軽減のため、被害の状況に応じて傷病見舞金を支給します。 【傷病見舞金】10万円（療養期間1か月以上） ※申請期限あり、支給制限事項あり	

第1版：令和8年6月12日

総務部政策推進課